

23高私助第22号
平成23年7月21日

文部科学大臣所轄学校法人理事長
各都道府県私立学校主管部課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

森田正信



東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設
災害復旧費調査要領の取扱いについて（通知）

私立学校施設災害復旧事業の調査については、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日付け文管振第172号）等により行っているところですが、東日本大震災の災害復旧に限り、別紙のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

都道府県私立学校主管部課におかれましては、このことについて、所轄の学校に対しても周知していただくようお願いします。

【問い合わせ先】

文部科学省 高等教育局 私学部

私学助成課 助成第一係 畑、八木下、林

電話 03-5253-4111（内線2545）

FAX 03-6734-3396

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設
災害復旧費調査要領の取扱いについて

第1 趣旨

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日付け文管振第172号）（以下「調査要領」という。）の取扱いについては、以下によるものとする。

なお、以下に定めのないものについては、「調査要領」による。

第2 事務処理

- ① 調査要領第9第1項による応急仮設校舎等の取扱いについて、やむを得ない事情による学校敷地外における仮教室、仮間仕切、仮便所、仮職員室等の工事を調査の対象とする。
- ② 調査要領第9第1項の応急仮設校舎等には、応急仮設校舎の建設予定地周辺の借家及び交通事情等を勘案して、やむを得ない場合には、必要に応じて「応援教員等の仮宿泊室」を加算できるものとし、その規模の算出基準は「別紙 応急仮設校舎調査対象面積算出表」によるものとする。
- ③ 調査要領第9第1項について、やむを得ない事情により、廃校となった学校施設や空き教室等を応急仮設校舎として使用する場合には、必要な臨時的な改修(附帯工事を含む)工事を調査の対象とする。その際に、同項(4)の「残存」は「既存」と読み替えるものとする。
- ④ 調査要領第9第1項の「応急仮設校舎等」の設置期間が不明な場合は、平成25年度末までを対象期間とし、整備計画等の検討により応急仮設校舎等の設置期間が延長される場合については、別途文部科学省と協議するものとする。
また、新築復旧工事の実施に伴い止むを得ず応急仮設校舎等に移設する場合についても、その移設費について調査対象とする。

応急仮設校舎調査対象面積算出表

1. 仮教室

(1) 普通教室

区 分		摘 要
被災時の実学級数	ア	
残存普通教室数	イ	
残存校舎内の転用可能教室数	ウ	
被災教室数	エ	
限度教室数	オ	ア－(イ+ウ)、エのいずれか小
限度面積	カ	オ×83 m ²
建設面積	キ	
対象面積	ク	カ、キのいずれか小

(2) 普通教室以外の教室

区 分		摘 要
被災教室数	ケ	
残存校舎内の転用可能教室数	コ	
限度教室数	サ	ケ－コ
限度面積	シ	サ×83 m ²
建設面積 (特に必要と認められるもの)	ス	
対象面積	セ	シ、スのいずれか小

(3) 大学の講義室、教員研究室及び実験実習室

区 分		摘 要
被災面積	ソ	
残存校舎内の転用可能面積	タ	
限度面積	チ	ソ－タ
建設面積 (必要最小限度)	ツ	
対象面積	テ	チ、ツのいずれか小

2. 管理関係室

区 分		摘 要
被災面積	ト	
残存校舎内の転用可能面積	ナ	
限度面積	ニ	トーナ
建設面積（必要最小限度）	ヌ	
応援教員等の仮宿泊室の面積	ネ	教職員数×20 m ²
対象面積	ノ	ニ＋ネ、ヌ＋ネのいずれか小

3. 仮便所

区 分		摘 要
被災面積（便器数）	ハ	
建設面積（便器数） （必要最小限度）	ヒ	
対象面積	フ	ハ、ヒのいずれか小

4. その他共有面積

区 分		摘 要
仮教室等の面積	ヘ	ク＋セ＋テ＋ノ＋フ
限度共有面積	ホ	ヘ×0.44
建設面積	マ	
対象面積	ミ	ホ、マのいずれか小

5. 合 計

対象面積の合計	ム	ク＋セ＋テ＋ノ＋フ＋ミ
---------	---	-------------